

官報

號外 昭和三十二年三月十二日

第九十二回 帝國議會 衆議院議事速記録第十六號

昭和三十二年三月十一日(火曜日)

午後三時五十二分開議

議事日程 第十五號

昭和三十二年三月十一日

午後一時開議

第一 船員法を改正する法律案

(政府提出)

第二 罹災救助基金法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會

第一讀會

〔朗讀を省略した報告〕

一、去る六日吉田内閣總理大臣から次の通り政府委員を仰せつけられた旨の通牒を受領した。

内務事務官 小林與三次

第九十二回帝國議會内務省所管事務政府委員

一、昨日衆議院規則第十五條但書に依り議長において議席を次の通り變更した。

- 二 中村 嘉壽君
- 三 福岡縣第一區 選出議員 滋賀 除選議員
- 四 出 義賢君
- 五 飯田 義成君
- 六 秋田 大助君

- 七 野本 品吉君
- 一〇 丹野 實君
- 一一 米倉 龍也君
- 一二 大島 多藏君
- 一四 二階堂 進君
- 一五 木下 榮君
- 一六 酒井 俊雄君
- 一七 平野 八郎君
- 一八 丸山修一郎君
- 二〇 藤本 虎喜君
- 二一 松本六太郎君
- 二二 林 平馬君
- 二三 林 興一郎君
- 二四 疋田 敏男君
- 二五 川野 芳滿君
- 二七 藤井 正男君
- 二八 平川 篤雄君
- 二九 松原 一彦君
- 三一 田中伊三次君
- 三二 坪井 龜藏君
- 三三 竹山祐太郎君
- 三四 鈴木彌五郎君
- 三五 今井 耕君
- 三六 小川 一平君
- 三七 東 隆君
- 三八 井上 徳命君
- 三九 井出一太郎君

- 四〇 森 由己雄君
- 四一 田中 たつ君
- 四二 安藤 はつ君
- 四三 鹿島 透君
- 四四 菊池 豊君
- 四五 河野 金昇君
- 四六 駒井 藤平君
- 四七 稻田 健治君
- 四九 越原 える君
- 五〇 大橋 喜美君
- 五三 川越 博君
- 五四 久保 猛夫君
- 五八 太田鐵太郎君
- 五九 大原 博夫君
- 六二 赤澤 正道君
- 六三 松本 龍藏君
- 六四 麻生 正藏君
- 六八 仲子 隆君
- 六九 宇田 國榮君
- 七三 鈴木 憲一君
- 七四 豊澤 豊雄君
- 七五 中山 榮一君
- 七六 橋本 二郎君
- 八一 原 國君
- 八二 的場金右衛門君
- 八三 吉田 七イ君
- 八四 香川 兼吉君

- 八九 大宮伍三郎君
- 九〇 大津 桂一君
- 九一 伊藤幸太郎君
- 九二 笹森 順造君
- 九七 三木 武夫君
- 九八 早川 崇君
- 九九 船田 亨二君
- 一〇〇 岡田 勢一君
- 一〇一 伊東 岩男君
- 一二六 菅原 エン君
- 一三一 齋藤 てい君
- 一四二 武藤 常介君
- 一四三 本名 武君
- 一四八 太田秋之助君
- 一四九 早稲田柳右五郎君
- 一五〇 江川 爲信君
- 一五一 小池新太郎君
- 一五六 青木 泰助君
- 一五七 生方 大吉君
- 一五八 鈴木 明良君
- 一五九 青木清左エ門君
- 一六四 山田 悟六君
- 一六五 九鬼紋十郎君
- 一六六 金光 義邦君
- 一六七 寺島隆太郎君
- 一七三 荒木 武行君
- 一七四 大久保貞誠君
- 一七五 石黒 武重君
- 一七六 西山富佐太郎君
- 一七七 小坂善太郎君
- 一八四 橋本 渡君
- 一八五 山崎 岩男君
- 一八六 林田 正治君
- 一八七 圖司 安正君

- 一八八 武藤 嘉一君
- 二九四 佐藤席次郎君
- 二九五 小池 政恩君
- 三〇〇 瀧清 麻吉君
- 三〇一 横田 清藏君
- 三〇二 森 曉君
- 三〇三 有田 二郎君
- 三〇八 片岡伊三郎君
- 三〇九 廣川 弘禪君
- 三一〇 神田 博君
- 三一〇 松川 昌藏君
- 三二六 安部 俊吾君
- 三一七 田中源三郎君
- 三一八 小川原政信君
- 三一九 齊藤 行藏君
- 三二五 服部 岩吉君
- 三二七 細田忠治郎君
- 三二八 上林山榮吉君
- 三二九 栗山長次郎君
- 三三二 加藤シツエ君
- 三三六 高橋 泰雄君
- 三三七 高橋 泰三君
- 三三八 藥師神岩太郎君
- 三三九 高橋 英吉君
- 三四四 鈴木平一郎君
- 三四五 小見山七十九郎君
- 三四六 大谷 盛淵君
- 三四七 夏堀源三郎君
- 三五八 澤田 ひさ君
- 三六三 戸叶 里子君
- 三六九 榊原 千代君
- 四二五 中野 四郎君
- 四二六 原尻 東君
- 四二七 北 政清君

| | |
|-----|--------|
| 四三〇 | 北 勝太郎君 |
| 四三〇 | 伊藤 實雄君 |
| 四三三 | 和崎 ハル君 |
| 四三三 | 紅露 みつ君 |
| 四三四 | 大石ヨシエ君 |
| 四三五 | 小西 寅松君 |
| 四三六 | 中島 茂喜君 |
| 四三七 | 山木 武夫君 |
| 四三八 | 田中 久雄君 |
| 四三九 | 笠井 重治君 |
| 四四〇 | 東井三代次君 |
| 四四一 | 海野 三朗君 |
| 四四二 | 長谷川 保君 |
| 四四三 | 石原 登君 |
| 四四四 | 柏原 義則君 |
| 四四五 | 細道 兼光君 |
| 四四六 | 福田 繁芳君 |
| 四四七 | 武藤通十郎君 |
| 四四八 | 堂森 芳夫君 |
| 四四九 | 高瀬 傳君 |
| 四五〇 | 松澤 一君 |
| 四五一 | 前田榮之助君 |
| 四五二 | 中崎 敏君 |
| 四五三 | 島田 晋作君 |
| 四五四 | 平野市太郎君 |
| 四五五 | 田中 松月君 |
| 四五六 | 今村 等君 |
| 四五七 | 永井勝次郎君 |
| 四五八 | 菊地養之輔君 |
| 四五九 | 杉本 勝次君 |
| 四六〇 | 松永 義雄君 |
| 四六一 | 清澤 俊英君 |
| 四六二 | 稻村 順三君 |

| | |
|-----|--------|
| 四六三 | 竹谷源太郎君 |
| 四六四 | 鈴木 義男君 |
| 四六五 | 矢尾喜三郎君 |
| 四六六 | 町田 三郎君 |

一、昨十日議長において次の通り常任委員の辭任の許可があつた。

第二部選出豫算委員 今村 等君
 第三部選出豫算委員 岡部 得三君
 第六部選出決算委員 中崎 敏君

一、昨十日常任委員補選の結果次の通り當選した。

第三部選出 豫算委員 石崎 千松君(少川一平君補關)

一、昨十日議長において次の委員を選定した。

勞働基準法案(政府提出)委員
 岩本 信行君 江崎 眞澄君
 小島 徹三君 矢野庄太郎君
 山口 好一君 綿貫 佐民君
 小川 半次君 佐藤 久雄君
 椎熊 三郎君 關谷 勝利君
 山田 悟六君 荒畑 勝三君
 伊藤卯四郎君 土井 直作君
 中原 健次君 石田 一松君
 野本 品吉君 野村 ミス君

統計法案(政府提出、貴族院送付)委員
 今井 はつ君 小澤佐重喜君
 小島 徹三君 庄司 一郎君
 花村 四郎君 松永 佛骨君
 青木 泰助君 井上東治郎君
 長野 長廣君 堀川 恭平君

| | |
|--------|--------|
| 森山 ヨネ君 | 氏原 一郎君 |
| 松谷天光光君 | 前田榮之助君 |
| 安平 鹿一君 | 安藤 はつ君 |
| 井出一太郎君 | 越原 える君 |

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。日程第一、船員法を改正する法律案の第一讀會を開きます。運輸大臣増田甲子七君。

第一 船員法を改正する法律案 (政府提出) 第一讀會

船員法目次

第一章 總則

第二章 船長の職務及び権限

第三章 紀律

第四章 雇入契約

第五章 給料その他の報酬

第六章 労働時間、休日及び定員

第七章 有給休暇

第八章 食料及び衛生

第九章 年少船員及び女子船員

第十章 災害補償

第十一章 就業規則

第十二章 監督

第十三章 雜則

第十四章 罰則

船員法

第一章 總則

(船員)

第一條 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定

める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備員をいう。

前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 総トン数三十トン未満の漁船

第二條 この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支拂われる者をいう。

この法律で予備員とは、前條第一項に規定する船舶に乗り組むため雇よりされている者で船内で使用されていないものをいう。

第三條 この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、船舶通信士及び命令の定めるその他の海員をいい、属員とは、職員以外の海員をいう。

(給料及び労働時間)

第四條 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支拂う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五條 この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合

には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

(労働基準法の適用)

第六條 労働基準法第一條乃至第十一條、第十七條乃至第十九條及び第二百一十一條の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第二章 船長の職務及び権限 (指揮命令權)

第七條 船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

(発航前の検査)

第八條 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整つているかいかを検査しなければならない。

(航海の成就)

第九條 船長は、航海の準備が終つたときは、遅滞なく発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

(甲板上の指揮)

第十條 船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあつて自ら船舶

を指揮しなければならぬ。

(在航義務)

第十一條 船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わつて船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の積積及び旅客の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去つてはならぬ。

(水葬)

第十五條 船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、命令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。

(遺留品の処置)

第十六條 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、船内にある遺留品について、命令の定めるところにより、保管その他の必要な処置をしなければならない。

(在外國民の送還)

第十七條 船長は、外國に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本國民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことができない。送還費用の償還に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(書類の備置)

第十八條 船長は、命令の定めるところを除いて、左の書類を船内に備置かなければならぬ。

(遭難船舶の救助)

第十四條 船長は、他の船舶の遭難を知つたときは、人命の救助に必要な手段を盡さなければならぬ。

(航海日誌)

一 船名簿、航海日誌及び旅客名簿に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(航行に關する報告)

第十九條 船長は、左の各号の一に該当する場合には、命令の定めるところにより、行政官廳にその旨を報告しなければならない。

一 船舶の衝突、乗場、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。

二 人命又は船舶の救助に従事したとき。

三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。

四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。

五 予定の航路を変更したとき。

六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に關し著しい事故があつたとき。

(船長の職務の代行)

第二十條 船長が死亡したとき、船舶を去つたとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従つて船長の職務を行う。

(船内秩序)

第二十一條 海員は、左の事項を守らなければならない。

一 上長の職務上の命令に従ふこと。

二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。

三 船長の指定する時までに船舶に乗り込むこと。

四 船長の許可なく船舶を去らな

いこと。

五 船長の許可なく端艇その他の重要な器具を使用しないこと。

六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。

七 船長の許可なく電氣若しくは火氣を使用し、又は禁止された場所喫煙しないこと。

八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

九 船内において争鬭、乱酔その他粗暴の行爲をしないこと。

十 その他船内の秩序をみだすようなことをしないこと。

(懲戒)

第二十二條 船長は、海員が前條の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第二十三條 懲戒は、上陸禁止及び戒告の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて十日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

(行政廳に対する援助の請求)

第二十九條 船長は、海員その他船内にある者の行爲が人命又は船舶に危害を及ぼし、その他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があるときは、行政廳

を立ち会わせて本人及び關係人を取り調べた上、立会人の意見を聽かなければならぬ。

(危険に対する処置)

第二十五條 船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

第二十六條 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行爲をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

第二十七條 船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前二條に規定する処置をすることができる。

第二十八條 船長は、海員が雇入契約の終了の公認があつた後船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

第二十九條 船長は、海員その他船内にある者の行爲が人命又は船舶に危害を及ぼし、その他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があるときは、行政廳

に援助を請求することができる。

(争議行為の制限)

第三十條 労働関係に関する争議行為は、船舶が外國の港にあるとき、又はその争議行為に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

第四章 雇入契約

(この法律に違反する契約)

第三十一條 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたとみなす。

(労働条件の明示)

第三十二條 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更の際にも同様とする。

(賠償予定の禁止)

第三十三條 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(強制貯金の禁止)

第三十四條 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとするときは、保管及び返還の方法を定めて、行政官廳の認可を受けなければならない。

(相殺の制限)

第三十五條 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支拂の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(労働条件の記載及び提示)

第三十六條 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。

(雇入契約の公認)

第三十七條 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときは、命令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、行政官廳に雇入契約の公認を申請しなければならない。

前項の場合において船長が公認を申請することができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて公認を申請しなければならない。

第三十八條 行政官廳は、雇入契約

の公認の申請があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようないかなかどうか、又、当事者の合意が充分であつたかどうかを審査するものとする。

(沈没等に因る雇入契約の終了)

第三十九條 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

- 一 沈没又は滅失したとき。
- 二 全く運航に堪えなくなつたとき。

船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の應急救助のために必要な作業に従事しなければならない。この場合には、雇入契約は、なお存続するものとみなす。

(雇入契約の解除)

第四十條 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船員が著しく職務に不適任であるとき。
- 二 船員が著しく職務を怠つたとき、又は職務に関し船員に重大な過失があつたとき。
- 三 海員が船長の指定する時まで

に船舶に乗り込まないとき。
四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第四十一條 船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船舶が雇入契約の成立の時に おける国籍を失つたとき。
- 二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- 三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 四 船員が命令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

船舶が外國の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、二十四時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

海員は船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第四十二條 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四時間以上の期間を定めて書面で

解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。
(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第四十三條 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。

前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前條の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の延長)

第四十四條 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。

船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合には、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。但し、第四十一條第一項第一号乃至第三号の場合には、この限りでない。

(失業手当)

第四十五條 船舶所有者は、第三十九條の規定により雇入契約を終了したときは、二箇月の範囲内において、船員の失業期間中毎月一回その失業日数に應じ給料の額と同額の失業手当を支拂わなければならない。

(雇止手当)

第四十六條 船舶所有者(第四号の場合には旧所有者)は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、船員に一箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支拂わなければならない。

一 第四十條第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

二 第四十一條第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

三 第四十二條の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

四 第四十三條第一項の規定により雇入契約が終了したとき。

五 船員が第八十一條の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還)

第四十七條 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で雇入港又は船員

の希望する地まで船員を送還しなければならない。但し、送還に代えてその費用を支拂うことができる。

一 第三十九條の規定により雇入契約を終了したとき。

二 第四十條第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三 第四十條第五号又は第四十一條第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。但し、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときはこの限りでない。

四 第四十一條第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二條の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三條第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了に因り船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十一條の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還の費用)

第四十八條 船舶所有者の負担すべ

き船員の送還の費用は、送還中の運送費、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第四十九條 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に應じ給料の額と同額の送還手当を支拂わなければならない。送還に代えてその費用を支拂うときも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支拂うときは、その際これを支拂わなければならない。

(船員手帳)

第五十條 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(勤務成績証明書)

第五十一條 海員は、船長に対し勤務の成績に關する証明書の交付を請求することができる。

第五章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の定め方)

第五十二條 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の

内容に應じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支拂方法)

第五十三條 給料その他の報酬は、法令又は労働協約に特別の定めがある場合を除いて、その全額を通貨で直接船員に支拂わなければならない。

命令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月一回以上一定の期日に支拂わなければならない。

第五十四條 船舶所有者は、左の場合には、支拂期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に應じ、前條第二項に規定する給料その他の報酬を支拂わなければならない。

(歩合による報酬)

第五十八條 船員の報酬が歩合によつて支拂われる場合には、その歩合による毎月の額が船舶所有者の定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

第三十五條及び前條の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

第五十五條 船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支拂われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第五十六條 船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支拂わらるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(傷病中の給料請求権)

第五十七條 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料及び命令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

第五十八條 船員の報酬が歩合によつて支拂われる場合には、その歩合による毎月の額が船舶所有者の定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

第三十五條及び前條の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

船員の報酬が歩合によつて支拂われるときは、第四十五條、第四十六條、第四十九條及び第七十八條の規定の適用については、船舶所有者の別に定める額を以て一箇月分の給料の額とみなす。

前項の額は、第一項の一定額以下であつてはならない。

(最低報酬)

第五十九條 行政官廳は、必要があるとき、命令の定めるところにより、労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という)の議を経て、給料その他の報酬の最低額を定めることができる。

船舶所有者は、前項の規定により最低額が定められたときは、命令の定めの場合を除いて、その額に達しない額の給料その他の報酬で、船員を使用してはならない。

第六章 労働時間、休日及び定員

(航海当直をする者の労働時間)

第六十條 左の者で航海当直をするべき職務を有するものが航海当直をする場合における労働時間は、一日について八時間以内、一週間について五十六時間以内とする。

一 総トン数二千トン以上の船舶に乗り組む甲板部及び無線部の員

二 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む機関部の職員及び属員

船長は、前項の規定にかかわらず、左の時間労働時間を延長することができる。

一 甲板部又は無線部の職員が航

海当直をする場合における労働時間については、一日について一時間以内

二 船長が特別の必要に因り甲板部又は無線部の職員の航海当直の員数を増加する場合における増加された者の労働時間については、一日について四時間以内

三 機関部の員数が航海当直に従事する場合における労働時間については、航海当直の通常の交代及び石炭がらの投棄のために必要な時間

(停泊中の航海当直)

第六十一條 航海当直は、停泊中これをさせてはならない。但し、入港後十二時間以内又は出港予定時刻前十二時間以内であるとき及び船長が船舶の安全を図るため必要があると認めるときは、この限りでない。

(航海当直をしない者の労働時間)

第六十二條 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部及び機関部の職員及び属員で航海当直をするべき職務を有しない者の航行中又は入出港日における労働時間は、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

(停泊中の労働時間及び休日)

第六十三條 甲板部、機関部及び無線部の職員並びに甲板部及び機関部の属員の停泊中(入出港日を除く。以下同じ)における労働時間は、第六十一條但書の規定により航海当直をする場合を除いて、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

第六十四條 十二人を超える旅客定員を有する船舶に乗り組む事務部の員は、航行中一日について少くとも十二時間これを休息させるものとする。

前項の規定による休息時間には、八時間の連続した休息時間を含むことを要する。

第六十五條 前條第一項の船舶以外の船舶に乗り組む事務部の属員の航行中及び入出港日における労働時間は、一日について八時間以内とする。但し、船長は、必要があるとき、これを延長することができる。

第六十六條 事務部の属員の停泊中における労働時間は、労働協約で特別の定をした場合を除いて、一日について八時間以内とする。

船舶所有者は、停泊中前項に規定する海員に一週間について少くとも一日の休日を與えなければならない。

(事務部の属員の労働時間)

第六十七條 船長は、やむを得ない事由のあるときは、前項の規定にかかわらず、休日においても第一項に規定する海員を必要作業に従事させることができる。但し、そのために一週間について四十八時間以内の労働時間の制限を超えてはならない。

第六十八條 第六十條及び第六十二條乃至前條の規定は、海員が船長の命令により左の作業に従事する場合に、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、端艇操練その他これらに類似する作業

三 作業に従事すべき人員が負傷、疾病、死亡その他の予想し難い事故に因り減少したのに伴つて増加された作業

四 通関手続又は検査その他の衛生手続のために必要な作業

五 船舶の正午位置測定のために必要な作業

(定員)

第六十九條 船舶所有者は、命令の定める場合を除いて、第六十條乃至第六十六條の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第七十條 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部の属員で航海当直をするべき職務を有する者の定員は、九人以上とし、同時に航海当直をする者の属員は、三人以上としなければならない。但し、総トン数二千トン未満の船舶にあつては、その定員は、六名で足りる。

前項の定員は、労働協約に特別

の定のある場合を除いて、甲板部の勤務一年未満の者を以て、これに充ててはならない。

第一項の定員の過半数は、年齢十八年以上の者で三年以上甲板部の勤務に従事したもの又は年齢十八年以上の者で行政官廳が命令の定めるところによりこれと同等の能力のあることを証明したものを以て、これに充てなければならぬ。

(適用範囲)

第七十一條 第六十條乃至前條の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の船舶で國內各港間のみを航海するもの(行政官廳が船員労働委員会の議を経て指定する船舶を除く)。

帆船

漁船

第七十二條 第六十條乃至第七十條の規定は、左の者には、これを適用しない。

一 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者

二 医師及び専ら調剤又は看護に従事する者

第七十三條 主務大臣は、必要があると認めるときは、船員労働委員

会の決議により、第六十條乃至第七十條の規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に關し必要な命令を發することができ

第七章 有給休暇

(有給休暇の付與)

第七十四條 船舶所有者は、船員が同一の船舶において一年間連続して勤務(船舶の装束又は修繕中の勤務を含む。以下同じ)に従事したときは、その一年の経過後一年以内(その船員に有給休暇を與えなければならぬ。但し、船舶が航海の途中にあるときは、当該航海に必要な期間有給休暇を與えることを延期することができる)。

船員が同一の事業に属する他の船舶へ轉船したときは、その轉船の前後の勤務は、同一の船舶において従事されたものとみなす。

船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失に因るものでなく、且つその中断の期間の合計が六週間を超えないときは、その中断の前後の勤務は、連続して従事されたものとみなす。

(有給休暇の日数)

第七十五條 有給休暇の日数は、連続した勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で國內各港間のみを航海するもの(乗組員及び船員の有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務一年について十二日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに二日を加える)。

第七十六條 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を與えているときは、その休日の日数は、これを前條の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

(有給休暇の與え方)

第七十七條 有給休暇を與うべき時期及び港については、船舶所有者と船員との協議による。

有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを與えることができる。

(有給休暇中の報酬)

第七十八條 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに命令の定め

る手当及び食費を支拂わなければならない。

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を與えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に與うべき有給休暇の日数に應じ前項の給料、手当及び食費を支拂わなければならない。

ばならない。

(適用範囲)

第七十九條 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 漁船

二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第八章 食料及び衛生

(食料の支給)

第八十條 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は命令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によらなければならない。

(健康証明書)

第八十一條 船舶所有者は、行政官廳の指定する医師が船内労働に適合することを証明した健康証明書を

持たない者を船舶に乗り組ませるはならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、船舶所有者は、遅滞なく、その後到着する港で健康証明書を受けさせる手続をしなければならない。この場合において健康証明書を受けるこ

とのできない者は、これを引き続き使用してはならない。

健康証明書に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(医師の乗組)

第八十二條 船舶所有者は、遠洋区域を航行区域とする総トン数五千トン以上の船舶又は遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする最大とる乗組員百人以上の船舶に、

医師を乗り組ませなければならない。但し、やむを得ない事由のある場合において行政官廳の許可を受けたときは、期間を限つてこれを乗り組ませなくてもよい。

(衛生用品及び医療書)

第八十三條 船舶所有者は、遠洋区域、近海区域若しくは沿海区域を航行区域とする船舶又は命令の定める漁船に、主務大臣の定める医療その他の衛生用品及び医療書を備え置かなければならない。

第九章 年少船員及び女子船員

(未成年者の能力)

第八十四條 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けた者は、雇入契約に關しては、成年者と同一の能力を有する。

(最低年齢)

第八十五條 船舶所有者は、年齢十

五年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

船舶所有者は、年齢十八年未満の者を石炭を運び又はたく作業に従事する海員として使用してはならない。

船舶所有者は年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に行政官廳の認証を受けなければならない。

前項の認証に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(療前後)

第八十六條 船舶所有者は、六週間以内に出生する予定の女子の請求があつたときは、船内でその者を作業に従事させてはならない。

船舶所有者は、出産後六週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。

船舶所有者は、妊娠中の女子の請求があつたときは、その者を他の軽易な作業に従事させなければならない。

前三項の規定は、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

(生理休暇)

第八十七條 船舶所有者は、生理日

における就業が著しく困難な女子の請求があつたときは、その者を生理日において船内で作業に従事させてはならない。

(夜間労働の禁止)

第八十八條 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員又は女子の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。但し、命令の定める場合においてこれと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、第六十八條第一号及び第三号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第十章 災害補償

(療養補償)

第八十九條 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施

し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

第九十條 前條の療養は、左の各号のものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院、診療所その他治療に必要な自宅以外の場所への收容

(食料の支給を含む。)

五 看護

六 移送

(傷病手当及び予後手当)

第九十一條 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がおるまで毎月一回、命令の定める報酬(以下標準報酬という)の月額に相当する額の傷病手当を支拂い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がおらないときは、そのなおるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支拂わなければならない。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がおつた後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支拂わなければならない。

前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

(障害手当)

第九十二條 船員の職務上の負傷又は疾病がおつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に應じ別表に定める月教を乗じて得た額の障害手当を支拂わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りではない。

(遺族手当)

第九十三條 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支拂わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

第九十四條 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の二箇月分に相当する額の葬祭料を支拂わなければならない。船員が職務上の

負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

第九十五條 第八十九條乃至前條の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支拂(以下災害補償と総称する)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は命令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第九十六條 職務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、行政官廳に対して審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があるとき認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることが出来る。

行政官廳は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴かなければならない。

行政官廳は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁及び第二項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時

効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第十一章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第九十七條 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について就業規則を作成し、これを行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更したときも同様とする。

一 給料その他の報酬

二 労働時間

三 休日及び休暇

前項の船舶所有者は、左の事項について就業規則を作成したときは、これを行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更したときも同様とする。

一 定員

二 食料及び衛生

三 被服及び日用品

四 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

五 災害補償

六 失業手当、雇止手当及び退職手当

七 送還

八 教育

九 賞罰

十 その他の労働条件

船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる

る第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしないでよい。

第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八條の規定により聴いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

(就業規則の作成の手続)

第九十八條 船舶所有者又は前條第三項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

第九十九條 行政官廳は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

行政官廳は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働委員会を命じて、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第一百條 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたとみなす。

第十二章 監督

(行政官廳)

第一百一條 行政官廳は、この法律、労働基準法(船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。)又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があるとき認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、必要な処分を命ずることができる。

第一百二條 行政官廳は、船舶所有者及び船員の間を生じた労働関係に関する紛争(労働関係調整法第六條の労働争議を除く。)の解決について、あつせんすることができ

(外国における行政官廳の事務)

第一百三條 この法律によつて行政官廳の行うべき事務は、外国にあつては、命令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

(行政官廳の事務を行う市町村長)

第一百四條 主務大臣は、この法律によつて行政官廳の行うべき事務を市町村長に行わせることができる。

(船員労務官)

第一百五條 主務大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第一百六條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に關し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第一百七條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者その他の事業場に臨検し、船舶所有者若しくは船員に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第一百八條 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第一百九條 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(船員労働委員会の権限)

第一百十條 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、行政官廳の諮問に應じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する調査を審議する。

船員労働委員会は、船員の労働条件に關して、行政官廳に建議することができる。

(報告事項)

第一百一條 船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について、行政官廳に報告をしなければならない。

一 使用船員の数

二 給料その他の報酬の支拂状況

三 災害補償の実施状況

四 その他命令の定める事項

(船員の申告)

第一百二條 この法律、労働基準法又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、命令の定めるところにより、行政官廳、船員労務官又は船員労働委員会にその事実を申告することができる。

船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその船員に対して不利益な取扱を與えてはならない。

第十三章 雜則

(就業規則等の公示)

第一百三條 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基

て発する命令、労働協約及び就業規則に記載した書類を船内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(報酬、補償及び手当の調整)
第百十四條 船船所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当

又は傷病手当のうち、その二以上をともに支拂うべき期間については、いずれか一の多額のものを支拂うを以て足りる。

船船所有者は、給料その他の報酬を支拂うべき場合において雇止手当又は予後手当を支拂うべきときは、給料その他の報酬を支拂うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支拂の義務を免れる。

(讓渡又は差押の禁止)
第百十五條 失業手当、雇止手当、送還の費用又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び傷病手当をともに支拂うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利(傷病手当の額に相当する部分)に関するものに限る。)についても同様とする。

(附加金の支拂)
第百十六條 船船所有者は、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條、第五十九條第二項、第六十七條第二項又は第七十八條の規定に違反したときは、これらの規定に

より船船所有者が支拂うべき金額(第四十七條の場合には送還の費用)についての第二項の規定による請求の時に於ける未拂金額(第五十九條第二項の場合には同條の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額)に相当する額の附加金を船員に支拂わなければならない。

船員は、裁判所に対する訴によつてのみ前項の附加金の支拂を請求することができる。但し、その訴は、同項に規定する違反のあつた時から二年以内これをしななければならない。

(時効の特則)
第百十七條 船員の船船所有者に対する債権は二年間これを行はないときは、時効によつて消滅する。

船船所有者に対する遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

(準用規定)
第百十八條 第三十一條乃至第三十四條、第八十四條第二項及び第百條の規定は、予備員の雇より契約にこれを準用する。

(戸籍証明)
第百十九條 船員、船員にならうとする者、船船所有者又は船長は、船員又は船員にならうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。(國及び公共團體に対する適用)

第百二十條 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(命令の制定)

第百二十一條 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聽会を開いて、船員及び船船所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

第十四章 罰則

第百二十二條 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行わすべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第百二十三條 船長が第十二條の規定に違反したときは、五年以下の懲役に処する。

第百二十四條 船長が第十三條の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を盡さなかつたときは、三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第百二十五條 船長が左の各号の一に該当する場合には、二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。
二 船舶を遺棄したとき。

三 外國において海員を遺棄したとき。

第百二十六條 船長が左の各号の一に該当する場合には、三千元以下の罰金に処する。

一 第八條、第十條、第十二條、第十六條、第十七條第一項、第三十六條、第五十條第二項又は第五十五條の規定に違反したとき。

二 第九條の規定に違反して予定の航路を変更したとき。
三 第十三條の規定に違反して告げなかつたとき。
四 第十五條の規定に基いて発する命令に違反して水葬に付したとき。

五 第十八條の規定による書類を備え置かず、又は同條第一項第二号乃至第四号の書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
六 第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第六十七條第三項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第百二十七條 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に

処する。

第百二十八條 海員が左の各号の一に該当する場合には、一年以下の懲役に処する。

一 船舶に急迫した危険のある場合において、船長の許可なく船舶を去つたとき。

二 第十二條乃至第十四條に規定する場合において、船長が人命、船舶又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかつたとき。

三 第三十九條第三項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の應急救助のために必要な作業に従事しなかつたとき。

四 外國において脱船したとき。

第百二十九條 船船所有者が第八十五條第一項又は第二項の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

第百三十條 船船所有者が第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條、第五十九條第二項、第六十三條第二項、第六十七條第二項、第六十九條、第七十條、第七十四條、第七十八條、第八十條、第八十二條、第八十三條、第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十一條乃至第九十四條若しくは第百十二條第二項の規定に違反し、又は第七十三條の規定に基

て発する命令に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三百三十一條 船舶所有者が左の各号の一に該当する場合には、五千円以下の罰金に処する。

一 第三十二條、第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條、第五十八條第一項、第八十二條第二項第二項、第八十五條第三項、第八十七條又は第三百三十三條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第二項の規定により認可を受けた保管又は返還の方法に違反したとき。

三 第三百一十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第九十七條の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十八條の規定に違反した者

三 第九十九條の規定による命令に違反した者

四 第一百一條の規定による処分を違反した者

五 第一百七七條の規定による船員労働官の臨検を拒み、妨げ若しくは

は忌避し、出頭の命令に應ぜず、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第一百七七條の規定による帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

七 第九十九條の規定に違反した者

八 第一百十二條第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

第三百三十三條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一 第三十七條の規定に違反して雇入契約の公認を申請しなかつた者

二 詐偽その他の不正行為を以て雇入契約の公認を受けた者

三 自己の船員手帳を棄損した者

四 第五十條第三項の規定に基いて発する命令に違反した者

五 詐偽その他の不正行為を以て船員手帳の交付、訂正又は書換を受けた者

六 他人の船員手帳を行使した者

第三百三十四條 この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わつてその職務を行つ者にこれを適用する。

者が船舶所有者の業務に関し第三百二十九條乃至第三百三十一條、第三百三十二條第一号乃至第三号第六号又は第三百三十三條第一号第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その船舶所有者に對して、各本條の罰金刑を科する。但し、船舶所有者、船舶所有者が法人の場合には、その代表者、船舶所有者が営業に關し成年者又は禁治産者の場合には、その法定代理人。以下この條において同じ。が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

船舶所有者が前項に定める違反行為の計画を知つてその防止に必要な措置をしなかつたとき、違反行為を知つてその是正に必要な措置をしなかつたとき、又は違反行為を教唆したときは、船舶所有者も行為者として処罰する。

第九十七條第三項に規定する團體の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその團體の業務に關し第三百三十二條第一号乃至第三号の違反行為をしたときは、前二項の規定を準用する。

第三百三十六條 この法律は、第十章の規定を除いて、公布の日からこれを施行する。

第十章の規定施行の期日は、命令でこれを定める。

第三百三十七條 小形船舶乗組員手帳法は、これを廢止する。

第三百三十八條 従前の船員法第六十八條第三項但書の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第三百三十九條 この法律施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

第四百十條 第十八條の規定は、総トン数二十トン未満の船舶又は平水区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十一條 第三十七條の規定の適用については、前條に規定する船舶に乗り組む者の雇入契約でこの法律施行の際現に存するものは、これをこの法律施行の際成立したものとみなす。

第四百十二條 第六十條乃至第七十條の規定は、戦時標準型船舶で、行政官廳においてその居住設備が第六十九條の規定による定員数の海員を乗り組ませることが困難なものとして認め、船員労働委員会の議を経て指定したものについては、これを適用しない。

第四百十三條 第八十三條の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十四條 この法律施行前から引き続き年齢十五年未満の者を船員として、又は年齢十八年未満の者を石炭を運び若しくはたく作業に従事する海員として使用するとき、第八十五條の規定は、これらの者については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十五條 第六十七條第三項、第九十七條及び第三百三十三條の規定は、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十六條 商法の一部を次のように改正する。

第七百八條 削除

第七百九條 船長ハ屬具目錄及ヒ運送契約ニ關スル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス

前項ノ屬具目錄ハ外國ニ航行セサル船舶ニ限リ命令ヲ以テ之ヲ備フルコトヲ要セサルモノト定ムルコトヲ得

第七百十條 削除

第七百十一條 削除

他の法令の規定の適用上商法第七百八條乃至第七百十一條の規定によらなければならないときは、従前のこれらの規定によるものとする。

第四百十七條 商法施行法の一部を次のように改正する。

第三百三十三條中「通信大臣」を

「運輸大臣に」改める。
第三百十條 屬具目録ノ書式ハ運

輸大臣之ヲ定ム

別表

| 階級の程度 | 月数 |
|-------|-------|
| 第一級 | 四十八箇月 |
| 第二級 | 四十二箇月 |
| 第三級 | 三十九箇月 |
| 第四級 | 三十六箇月 |
| 第五級 | 三十三箇月 |
| 第六級 | 三十箇月 |
| 第七級 | 二十五箇月 |
| 第八級 | 二十箇月 |
| 第九級 | 十五箇月 |
| 第十級 | 十二箇月 |
| 第十一級 | 九箇月 |
| 第十二級 | 六箇月 |
| 第十三級 | 四箇月 |
| 第十四級 | 二箇月 |

○國務大臣(増田甲子七君登壇)

上程されました船員法を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

現行船員法は、昭和十二年に改正せられて今日に及んでおるのであります。終戦後の新事態に副わない點が多ありますとともに、新憲法第二十七條は、賃金、就業時間、休息その他の勤務條件に關する基準を、法律をもつて定めるべき旨規定しておりますので、なるべく速やかにこれを改正する必要を認め、昨年八月運輸省に、船主及び船員の團體の代表者を初めとし、關係各方面の學識経験者からなる、臨

時船員法令審議會を設けまして、これに改正船員法案の立案に關し諮問いたしました。同審議會は、その後約半歳にわたつて慎重審議を續けるとともに、その間東京、神戸を初め、全國主要港で開かれました公聽會の意見を聴き、成案を得て、一月十六日政府に答申いたしましたので、政府はこの答申を骨子として、船員法を改正する法律案を立案し、本議會に提案する運びに至つたのでございます。

新法案の要旨を申し上げますと、前述のごとき改正憲法の要請に基き、新たに船員の給料、労働時間及び休息に關して其準を設けますとともに、同じく新憲法の人權尊重の精神を體し、現行法中の海員に對する強制乗船及び船内における懲戒としての監禁に關する規定を廢止いたしました。また今後におけるわが國の國際的地位に鑑みまして、新たに、一九三六年國際労働總會において採擇されました四箇の條約案、すなわち船員のための年次有給休暇に關する條約案、船内労働時間及び定員に關する條約案、船員の疾病傷痍または死亡の場合における船場所有者の責任に關する條約案、及び海上に使用し得る兒童の最低年齢を定める條約案の改正條約案の趣旨を取入れるとともに、時代の要請に應じ、労働基準法案と歩調を合わせて、諸般の労働保護規定を設けるほか、現行商法中の船長の公法的義務に關する規定を、船員法中に取入れたのでございます。

このように、今回の改正案によりまして、海上労働者である船員は、陸上労働者が労働基準法によつて保護を受けますことになりまして同様に、相當手厚い保護を受け、その生活の安定が期せられることを相なりますが、このことは、ひいてはわが海運再建のため第一歩となるものであると信ずるものであります。何とぞ御審議の上、御協賛あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 質疑の通告があります。これを許します。岡田勢一君。

〔岡田勢一君登壇〕

○岡田勢一君 私は國民協同黨を代表して、新船員法案に關し若干の質疑を試みんとするものであります。

この船員法は、海上の労働法でありまして、労働基準法と併せてきわめて重要な法律であり、かつはまた自給自足が不可能でありますわが國の經濟の再建には、外國との海運、貿易の發展ということが最も重大なる要素となるものであり、さらにまた船員労働法令が海運の盛衰の基盤となる點に鑑みまして、海運企業經營の見地、機構その他あらゆる角度から、慎重に十二分の検討が加えられなければならないと思ふのであります。

り過ぎまして、かえつて勞資間に對立抗争の意識を強調しはせぬかと思われざる點であります。この法律によつていかなることをわれわれは希求し、また何をなさんとするのであるかという根本精神が明示されなければならぬと思ふのであります。今日のごとく争議が頻發して、經營の支配權の争奪と利益の配分が問題となつていような時代には、なおさらと思ふのである。またわれわれ日本人は、アメリカ、歐洲の人たちに比べて、その國民性と感情と長年の習慣が著しく相違している點等に鑑みまして、外國の労働法規の直譯のようなものを當てはめようとしたし、まして、それは決して勞資の協力と生存を効果的に向上するゆえんではないと思ふのであります。日本人には、特有の國民性と、現在における労働義務觀念の水準に合致する立法をするということが肝要である。少くとも現在の危殆に瀕している日本民族の自活の力を回復するために、勞資雙方の耐乏と犠牲と協力と奮闘を、實際に現場の仕事の面において強く要請せられなければならないと思ふ。これがために、利害の對立抗争を超越した、ヒューマニズムに立脚した勞資の協調を根本理念として、この滅亡に瀕せる日本海運の復興に献身するのであるといふ、基本精神に關する一條項をこの法案の冒頭に明示して、全條文にその精神を躍動せしむるということが、この法律を活かすゆえんであると思ふので

あります。政府のこれに對するお考え方はいかゞであるか、御所見を伺いたい。

第二に、船長の指揮、命令、監督權であります。昔から船頭多くして船が山に登るといふ俗語があります。御承知の通り、船舶の運用というものは、陸上の工場あるいは事務所などの指揮監督と異なりまして、甲板部、機関部、事務所、あるいは司厨、氣象、通信等、各部を擔當する者一人々々が完全に職務を果すことによつて、正常なる運用ができるのであつて、これらのうち、もしその一端にでも故障が起つたならば、たちまち危険にさらされるのであります。過去の實績に徴しても、わずかの怠慢、過失から、重大なる事故が発生しているという事例がたくさんにある。いわゆる暴風雨、濃霧等荒天の場合、あるいはまた狹隘なる急流の水路、または港灣の出入等の場合には、特に嚴密なる注意を要するのである。われわれ日本人の職務に對する義務觀念は、たゞいまのところ残念ながら、なおいまだ一部に不十分な點があるのであつて、私は今こゝでこまかく逐條的批判は避けるのでありますけれども、全體として船長の指揮、命令及び監督權が、いまだ少し強化されるべきではなからうか。

船舶は船主の所有物ではあるが、國家の公器である。また國富の一部であります。船舶を當時良好なる状態に維持せしめて、優良なる運航能率を發揮

せしむるということは、一面國家國民に對して船員の負うべき任務である。民主主義理念はまことに結構であるが、船内の規律、秩序、服務等につき、個人同士の紛争感情等から、特に船長及び上司の職務上の厳正なる執行を阻害しないよう、いわゆる民主主義の行過ぎ、履違等を惹起せざるような考え方が、十分に織りこまねなければならぬと思ふのであります。この點當局はどうか考えられるのであります。御説明を願ひたい。

次に第三點として、本法案には、新たに一、労働時間、二、定員、三、最低給料、四、有給休暇等を規定し、船員の全面的保護が確立し、また、五、就業規則、六、船員義務官制等を設けて、官廳の監督を強化し、さらに、七、年少海員並びに婦女子海員の保護、八、傷害補償、九、時間外手当等を規定したることは、陸上勤務者に比べて、精神的に、また肉體的に、あるいは家庭的にも恵まれた海上勤務者にとつて、まことに結構なことでありまして、私は三十数年の實際経験によりまして、船員の氣の毒な境遇に對して同情するもので、多くの日本人は、船員がいかなる危険を冒し、また心身の勞苦がいかに多いかという實情を、十分理解しておられないかということを私は地から、これらにはまつたく賛意を表するものであります。

しかしながら一面から考えますと、海運もやはり一つの經濟的企業であります。船主の利害というよりは、今日におきましては國家の經濟を考へなければならぬ。殊に外國の船舶と比較して低能率であつて、しかも高コストであるというところになると、日本の經濟が成り立たない。現在の日本の經濟の實情と、船員の生活費負擔とをならみ合わせまして、經濟的行過ぎの點、あるいはまた國際海上勞働法規の線を

凌駕する點などにつきましては、若干の修正を加えなければならぬと思ふのであります。たとえば労働時間及び定員に關する第七十一條の適用の除外項目の點、及び有給休暇の期間に關する第七十五條についても、今日の状態から考察して、運航費を大幅に加増せしめないうちに、負擔を軽減するよう——負擔とは、これは今日におきましては運營會の負擔であります。負擔を軽減するよう修正すべきであると思ふのであります。政府のこれに對する御見解はいかゞであるか、お伺ひたい。

第四點として、船舶運營會の改組または縮小の問題についてであります。戰爭によつて徹底的な打撃をこうむつたわが國の海運の再建は、民主的營業形態、すなわち船主の自營によつて、經營の能率増進と經營の合理化によつて、經費の節減をはからねばならぬのであります。近來世上一部におきまして、各種重要産業の官營または國家管理が提唱せられておるのであるが、海運に關する限りは、全然事情を異にしておるのであります。

るならば、合理化の結果、實質的に相當大幅の國費の負擔が軽減されますことは明らかであると思ふ。また船舶の回轉率と貨物の輸送量におきましては、確信のできることである。昨年第九十議會において、六月二十八日並びに八月一日兩日の豫算總會において、前運輸大臣平塚氏は、私の質問に答えていわく、あなたの御意見は同感であつて、海運の復興のためには運營會をなるべく早い機会に解消したいと言ひ、また運營會は戰時機構であるから、一日も早くこれを解いて、業者の自營に還元し、海運を本來の姿に復するよう、關係方面の諒解に努力中であると言明せられた。

海運業者は、戰爭で沈没した船舶の保險金が、軍需補償關係の打切りによりまして莫大の損害をこうむり、今破産に瀕しておるのであります。今おかつそれでも日本のこの海運の再建といふことに對する熱著、熱情は、火のやうなものがあるものであります。何とかしてこの海運を復興したいと、殘存の船舶の自營還元を待望しておるのであります。以來今日に至るも、一部の沿海航路の貨客船を除きましては、依然として徵用が解かれておらない。はたして政府は海運の復興に對して誠意と熱情をもつておられるのであるかどうか。今日までの間における關係方面との交渉は、一體どの程度までに進んでおるのでありますか。

ば、代理の方でもよろしいが、はつきりした御方針を承りたいのであります。次に第五項として、船員の失業對策、完全就業の關係からも、貿易と外地航路再開の問題について伺ひたいのであります。この問題は、一に連合國の許可にまたなければならぬのであります。アメリカにおいても、速やかに日本に貿易の再開を許すべきであるという輿論も、一部に起りつゝある模様であり、また先般調査視察のため來られたアメリカの民間のある有力なる使節の某氏は、日本には速やかに海運の復舊をはからしめて、經濟の自主的回復を促進せしむべきであるといふことを言明せられておるのであります。

われ／＼はまず近接せる朝鮮、中國、臺灣、南洋などから、重要資材、燃料などを輸入いたし、及びこれが見返物資等の輸送、あるいはまた連合國、第三國等の求めに應じまして、何からでもかまわぬ、對外貿易の再開を切望してやまないものであります。政府が弱腰で引込思案であるといふのであるか、あるいはまた日本人流の謙讓の美德の行過ぎといふのであります。關係方面に對しましては、積極的な働きをなし得ないのではなからうかというところを、國民の多數が心配をしておると思ひます。この點に關しまして運輸大臣、並びに石橋安定本部長官がおられなかつたならば、代理の方でもよろしいが、はつきりした御方針を承りたいのであります。

と、今後のこれに對する見透しとを承りたいのであります。最後に、私は、先般わが黨の正田代議士がお尋ねした問題でもあるのであります。重要資材等を輸入する引當として、對外借款あるいはクレヂットの設定に對しまして、熱誠を披瀝して、これまた關係方面に懇請せらるべきではないかと思ふのであります。先般の正田君の質問に對しましては、大藏大臣は見當違ひの答辯をされたのであります。が、きよは政府委員の御答辯でもよろしいが、このアメリカに對する借款、あるいはクレヂットの設定等に關しまして、いかなる交渉を續けておられますか。これまたその内容と經過を承りたいのであります。これによつてわれ／＼は日本の貿易の再開と對外海運の復興に對しまして、能う限りの全力を傾注いたし、検討いたしました。に、危機突破のために獻身したいといふ熱情を披瀝せなければならぬと思ふものであります。

以上各項にわたりまして、當局のはつきりした御答辯を伺ひたいのであります。これをもちつて終ります。(拍手)

(國務大臣増田甲子七君登壇)
○國務大臣(増田甲子七君) 御答辯申し上げます。船員法の規定は、労働者とられておるように見える、すなわち對立抗争のあとが條文の間に見えるといふお言葉でございます。船員法は、決してそうではございません。船員法は、むしろ岡田君のおつしやるヒューマニズムの精神を具現したものであります。たゞこの精神を條文の上にとつたららうだといふような御質問でございますが、私は、全條文を通じてよくごらんになつたならば、その間脈々とし

て、岡田さんのおつしやるような人道主義の精神が現われておることを看取することができ、こゝろ確信いたしておられます。

それから船長及び業主の権限が少きに失つておるのを見られるがどうかという御質問でございます。おつしやる通り、船舶は一つの危険協同體、あるいは運命協同體のシンボルでございます。船長がこの協同體を立派に有機的に動かして行くためには、相當の権限をもつことが必要であるという點については、全然同感でございます。ただしかしながら新憲法の精神から見ますと、いたずらに無用の、人權を拘束する、蹂躪するきらいがあることをしてはならないということに相なつておるのであります。新憲法の精神に照らしてみまして、強制乗船の規定とか、あるいは懲戒としての監禁とか、この二つの規定は、これを削除いたした次第でございます。しかしながらこれを削除いたしましても、いわゆる運命協同體として立派に有機的に動かし得るといふ確信があるのでございます。すなわち強制乗船のごときは、たとへばいたしたところで、船に乗つてから後、ろくに働かなかつたならば何にもなりません。奴隸の状態において人を使つていうことによつて、決して能率を上るものではないでございます。

それから今度の船員法によりまして、労働時間あるいは有給休暇その他の關係から照らしまして、運航原價、コストが非常に高くなる。これではなかなか海運業を立派に運営することができない。負擔軽減のために、何らかの處置をとつたならばどうかという御質問でございますが、この點はお説のごとく、この法案を改正するために審議をいたしております際も、資本家、労働者雙方、非常な論戰を闘わした點でございます。また有給休暇の點は、なにごとにもあらず、こゝろ考へるのでございますが、労働時間は、普通の労働基準法に照らしてみましても、相當長時間にわたつておる點は御了解願ひたいと存じます。また有給休暇の點は、なにごとにもあらず、こゝろ考へるのでございます。一般に労働者よりも相當多いのでございますが、これは海上労働の特殊性に鑑みまして、たとへば遠洋航海等でございましたならば、私から申し上げるまでもなく、家庭なり、故郷なり、あるいは日本なりから相當離れて、長期間洋上で生活せんらぬ、こゝろいう者に對しまして、一年間繼續勤務より有給休暇を興えることは、けだし當然であるといふふうに私は考へます。かくいいたしまして、日本の海運業が世界の水準に伍し、あるいは世界に覇を稱えた時代に、一つの非難を受けておつた點があるのでございます。

それはいづゆる日本の海上労働は、これは陸上労働についてもさうでございますが、チップ、レーバーである、ソーシヤル・ダンピングをしておる。こゝろいうような非難を受けておりました。今回の労働基準法なり船員法の制定、あるいは改正によりまして、世界の水準に達する立派な労働條件のもと

に、堂々として世界の海運業に伍して進みたい、こゝろ私は存じております。一面労働者にも、かゝる立派な労働基準を確保することによりまして、大いに働いていただいて、再び海運業を昔の姿に復元いたしたいというのが、私の念願でございます。

次に船舶運賃の問題でございますが、これはこのごろも本議院において言明いたした次第でございますが、お説の點はすべてごもつともでありませぬ。私も、海運業は民營にいたし、船舶は自營體制にもとすということが當然の姿であり、原則としてさうなことであります。従つて前運輸大臣のときにおきまして、また不肖私職を承け續ぎましても、引續いてそれ／＼の方面に、自營體制という原則に返していただくように交渉中でございます。交渉の経過についての具體的説明をせよというお言葉でございますが、これは申し上げかねるのを遺憾とする次第であります。

最後に貿易再開のことは、これはむしろ商工大臣からお答えいたした方がよろしいと思ひますが、政府は一生懸命、貿易再開に向つて誠意と熱意をこめて努力を續けたいと思ひます。必ずや近い將來において、全然無條件とはいかなくとも、ある條件下において、少くも東洋の近接諸國との貿易は再開され得るとの確信のもとに、努力いたしておるといふことを御承諾願ひたいのでございます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 大蔵大臣並びに商工大臣は、たゞいま豫算委員會に出席中でありませぬので、他の機會に答辯されることとあります。御承諾を願ひます。

○政府委員(北村徳太郎君登壇) 政府委員(北村徳太郎君) 岡田議員の御質問中、大蔵省に關する部分につきまして、お答え申し上げたいと思ひます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

書圖畫等の特例に關する法律案を議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 権熊君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。政府はこの議事日程變更に同意せられました。よつて日程は變更せられました。

選舉運動の文書圖畫等の特例に關する法律案の第一讀會を開きます。趣旨を許します。山口喜久一郎君。

選舉運動の文書圖畫等の特例に關する法律案(大野伴陸君外六名提出) 第一讀會(確定議)

選舉運動の文書圖畫等の特例に關する法律案

第一條 この法律は、現下の用紙その他の資材の不足等極めて窮乏した經濟事情の下に公平なる選舉を、最も適正且つ公平ならしめることを目的として、昭和二十二年中に施行される衆議院議員、参議院議員、地方議會の議員及び地方公共團體の長の選舉において、選舉運動のために使用する文書圖画等の頒布又は揭示について、これを適用する。

第二條 主として、選舉運動のために使用する文書圖画は左の各号に定める無料頒布の外は、これを頒布することができない。

一 衆議院議員又は参議院地方選出議員の候補者一人について二万枚

二 参議院全國選出議員の候補者一人について三万枚

三 都道府縣の長の候補者一人について一万枚

第三條 選舉運動のために、使用する回覽板その他の文書圖画又は看板(フラカードを含む)の類を多数の者に回覽させることは、これを

前條の頒布とみなす。

第四條 選挙運動のために使用する文書圖画は、左の各号の一に該当するもの外は、これを掲示することができない。

一 選挙のために使用する張札
二 演説会場において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類
三 選挙事務所を表示するため、その場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類
前項第一号の張札は、町村その他これに準ずるもの議会の議員及びその町村長の選挙の場合には、これを掲示することができない。

第五條 選挙のために使用する張札は、左の各号に定める数を超えてはならない。

一 衆議院議員、参議院議員並びに都道府県及び市制第六條及び第八十二條第一項の市の長の選挙においては、候補者一人につき一千枚
二 都道府県及び市（東京都の区を含む）の議会の議員並びに市制第六條及び第八十二條第一項の市以外の市（東京都の区を含む）の長の選挙においては、候補者一人につき三百枚
三 参議院全国選出議員候補者は一人につき一万枚とし、一の都道府県においては一十枚を超えてはならない。

前二項の張札には、当該選挙を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員候補者については本國選出議員選挙管理委員会又は本人の申請によつて承認した都道府県選挙管理委員会）の検印を受けなければならない。

候補者以外の者が選挙のために使用する張札は、第一項各号に定める張札の枚数に算入する。第六條 選挙のために使用する張札は、タブロイド型（長さ四十一センチメートル）を超えてはならない。第七條 選挙のために使用する張札を掲示しようとする者は、その張札の表面に、その住所及び氏名を記載しなければならない。第八條 何人も、選挙のために使用する張札を掲示する場合には、左の各号の制限に従わなければならない。

一 同一工作物には、候補者一人につき一枚を超えて掲示してはならない。

二 國若しくは地方公共團體が所有し又は管理するものには、張札を掲示してはならない。三 選挙の当日、投票所内に張札を掲示してはならない。四 すべし、所有者若しくは管理者の承諾を得ないで、他人の工作物に張札を掲示してはならない。

五 張札の印刷は二色を超えてはならない。第九條 選挙運動の期間中は、著述演説等の廣告その他何等の名義を以てするを問はず、第二條及び第四條の禁止を免れる行為として、主として候補者又はこれを推薦する政事結社若しくはその他の團體の名を表示する文書圖画を頒布し又は掲示することができない。

選挙運動の期間前に掲示した文書圖画で前項に該当するものと都道府県選挙管理委員会が認められたものは、選挙運動の期間中、これを撤去し又は撤去させることができる。

第十條 候補者又は政事結社の代表者は、各都道府県選挙管理委員会

の定める同一才法で、いずれかの一つの新聞に、一回を限り、選挙に

関して、廣告を掲載することができる。前項の廣告を掲載した新聞紙は、第二條の規定にかかわらず、新聞販賣を業とする者が、通常の方法でこれを頒布することができる。

第十一條 参議院全国選出議員候補者は、全国選出議員選挙管理委員会の定めるところにより無料で三回を限り選挙に関する放送をすることができる。前項の費用は國費でこれを支弁する。

第十二條 選挙に関する公報並びにこの法律の定める張札、無料葉書及び新聞廣告には候補者が立候補に關しその希望する事項を記載することができる。

第十三條 選挙運動に使用するため、内務省又は都道府県のあるに、より用紙の配給を受けた者が、候補者の届出又はその推薦の届出をしなかつた場合及び届出又は推薦届出があつた候補者が候補者たることを辞した場合には、議員候補者の届出又は推薦届出の期限経過後直ちに、その全部を内務省又は当該都道府県に返還しなければならない。

第十四條 第二條、第四條乃至第六條及び第九條の規定に違反して、文書圖画を頒布し又は掲示した者は、これを五千円以下の罰金に処する。当選人で前項に掲げる規定に違反した者は、これを五万円以下の罰金に処する。第十五條 第七條及び第八條の規定に違反して、文書圖画を掲示した者は、これを三千円以下の罰金に処する。当選人で前項に掲げる規定に違反した者は、これを三万円以下の罰金に處する。

反した者は、これを三万円以下の罰金に處する。

第十六條 第十四條及び第十五條の罪の時効は、六箇月を経過することによつて、完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間を一年とする。

附則 この法律は、公布の日からこれを施行する。衆議院議員選挙運動等取締規則及び地方議会議員選挙運動等取締規則の中この法律に適合しない部分はこの法律施行の日から、昭和二十二年十二月三十一日まで、その効力を停止する。

「山口喜久一郎君登壇」
○山口喜久一郎君、たゞいま上程に相なりました選挙運動の文書圖画等の特別に關する法律案について、各派を代表いたしましたして、提案の理由を御説明申し上げます。

新しい憲法の實施とともに、國會が國權の最高機關として、かつまた國の唯一の立法機關として發足する日も、いよいよあと數日に迫つたのであります。かゝるわが國未曾有の歴史の民主日本發足の日に前にして、來月はまた衆議院、参議院の國會議員を初めとして、地方議會議員及び地方公共團體の長の選挙が行われますことは、その意義まことに重大であります。つきましては、再建日本の基礎となることたのびの選挙こそは、最も自由かつ公正に行われなければならないことは、いままさら申すまでもないことであります。しかしながら自由は放任ではありません。のみならず、やゝともしませんが、放任は反動を伴い、過去の選挙に關する悪習慣を助長するおそれ無とは申されないのであります。新聞紙の紙面を縮小しなければ、學童の教科書の作成にさえも、ことを缺くような現況

においては、選挙運動を放任することはい、國民生活によい影響を與えないのみか、かえつて悪影響を與えるのではないかと考えられるのであります。（拍手）

かゝる觀點から、衆議院では、先般來各派の間において種々協議研究が進められておつたのであります。去る二月二十五日に、正式に各派から二十名の委員をあげまして、選挙に關する委員会を設け、翌二十六日から九回にわたつて、あらゆる角度から、各委員の深い経験と良識に基く熱心な討究が行われまして、選挙の肅正は議員みずからの手でなすべきが最も民主的であり、かつまた新憲法の精神にも合致するものとして、たゞいま上程にのみ上つたような次第であります。以下いさゝかその内容について簡単に御説明を加えておきたいと思つてあります。

まず最初に、この法律は、新しい國會を構成する衆議院及び参議院の兩院議員の選挙にひとしく適用するものならず、ほとんどこれと相違して行われまざる地方議會議員及び地方公共團體の長の選挙等、すべての選挙にこれを適用するものとしたのであります。

次に、主として選挙運動のために使用する文書圖画の頒布についてであります。これは選挙の建前から申すならば、自由が理想であらねばならぬのであります。が、現下の情勢から、用紙その他の物資の不足及び各般の事情を併せ考慮いたしまして、選挙運動のために頒布できる文書圖画を、無料郵便葉書に限つたのであります。しかし今同様の選挙に限つて、第三者の推薦状を除いては、この無料郵便葉書を使用する場合同じにした次第でありました。しかし前項のごとく、無料葉書の枚数は、衆議院議員及び参議院の地方選出議員の候補者には二萬枚、参議院の全國選出

議員の候補者には三萬枚、都道府縣の長の候補者には一萬枚でありますから、これによつて十分活用の餘裕があることと信ずるのであります。

なお選挙運動のために使用する同覽板、看板、ブロード等の類を同覽させることは、これを頒布とみなしまして、嚴に禁ずることとした次第であります。ということについては、前回の選挙の事情によつても見られる通り、ブロードを押し立てて街頭をねり歩き、あるいは自動車にポスターをはりつけて走りまわることが、現在の諸般の情勢から見て、決して好ましい現象とは申しがたいのであります。かつまた適正妥當な選挙運動でもないと考えたのであります。

次に選挙運動のための文書圖画の經費は、従來の場合と異なりまして、選挙に關するポスターについては、さきに申し述べました種々の資材の關係から、これを全廢して、メガホンによることを大體原則としたのであります。が、完全なる公營の行われていない現状では、こういうことになりますると、新たに立候補されたる諸君に、かりにも不利益を與えるようなことがあつては、民主的選挙の要請にこたえるゆえんではないと考へまして、きわめて制限された枚数を認めることとして制限された次第であります。なお特に町村會議員及び町村長の選挙については、これを禁止したおもなる理由は、第一に町村ではその地域が狭い關係、また町村長についても、町村會議員についても、特に選挙に際して、ポスターを掲示して政見を表示したり、演説會を執知するの必要の少いことは、特殊なる町村を除いては、その切實な必要を認められないからであります。むしろポスターよりも、メガホンによることが經濟的であり、かつ自然ではなからうかという考へから起きた次第であります。

次に選挙に關する告知のはり札の枚数は、衆議院、參議院、これら兩院議員、知事及び五大市長については、一枚といたしました。都道府縣の議員、市長には、三百枚をそれぞれ認め、しつてその大きさをタブロイド型と改めた次第であります。かりに三連の紙を計畫するようになり、二候補者が三連の紙を使用するのとき六倍の候補者がある場合を考へますと、衆議院、參議院の兩院議員及び知事だけで、約一萬四千連を必要とするのであります。さらに地方議會議員をも加えますならば、實に膨大な紙を消費するようになるのであります。また昨年の總選挙だけで要した、いわゆる電信柱や壁や軒下で食つた小麦粉が、二十萬俵に達するといわれておるのであります。本年の各種の選挙に關してこれを放任するならば、その量は推して知るべしでありまして、われわれがみずからの不便を忍んで、最小限下にこれを制限したの窮状を知悉するわれわれといつたものでは、當然のことと思つた次第であります。枚数の制限ある場合におきまして、その制限に違反しないために、このポスターに捺印を押すことは、從來警察で行はれておつたのであります。このたびは、いずれも選挙管理委員會にこれを移管することとして、明かに努めた次第であります。

次に選挙に關するはり札を掲示する場合の制限といつたしましては、第一に、一つの工作物には、候補者一人につき一枚とし、昨年のように、目につくやうな場所を獨占するとか、また同じ名前を何十枚も一箇所にはりつけたらうやうな、不必要かつ不體裁きわまることを防止した次第であります。

第二に、國または地方公共團體の所

有しまたは管理するものには掲示し得ないこととし、あるものには承諾を與え、あるものにはこれを與えないといふがごとき不公平を、いやしくも國または公共團體がなすようなことの起らないことを期した次第であります。しかし従來と異なりまして、最も特色のあるところと考へますことは、上述の理由によつてその枚数を制限する以上は、この制限せられた範圍内では最大限の活用を許すべきものであるといふ見地から、從來の記載上の諸種の制限を全部撤回いたしました。許可される枚数の範圍内では、候補者の希望するいかなる事項をも記載することを妨げないこととした次第であります。

これに伴ひまして、単にこのはり札だけではなく、無料葉書、及び本法によつて認められた新聞廣告または選挙法に認められておりましたところの選挙に關する一切の公報等は、すべてその定められた大ききなり、寸法の範圍内では、ともに候補者の立候補について希望する事項を記載できるものとしたのであります。政見綱領を發表するものであります。政見綱領を發表する告知するものであります。また記載については無制限自由としたことは、制限した紙を、各候補者の創意と工夫によつて十分活用ができるように考へた次第であります。

次に、前回の選挙において特に顯著であつた、はり札の制限等を免れる行爲といつたしまして、自分の著書の廣告等に名をかつて、選挙運動のための文書圖画と同性質のポスターを、しかもきわめて大量に利用することによつて、せつつかくの制限を無にするものがないように、特に第九條において、かかもの選挙期間中禁止することとしたものであります。また期間前に掲示したものであります。選挙管理委員會の認定によつてこれを撤去し、または撤去せしむることとした次第であります。

次に、參議院の全國選出議員候補者に限つては、その選挙區の廣範圍なることに鑑みまして、無料で、三回を限つて選挙に關するラヂオの放送ができることとした次第であります。

最後に、本法案におきまして、現行の法令よりもその罰則を重く改め、大理由は、前に申し上げました通り、日本再建の基礎であり、かつまた再建の門出であるこの選挙において、いささかも違反者のないことを期し、この選挙をして眞に厳正かつ品位あらしめんとの見地から、嚴罰主義をもつて臨むこととしたのであります。なお本法の適用期間を四月中としないので、本年申上いたしましたことは、四月に行われる選挙の中で、その決戦投票が五月に持越されるものがありますことを、數多い選挙のことでありますために考へ、しかしてまた再選挙、補缺選挙等のことも併せ考慮に入れられてある次第であります。

以上、本案について大體の御説明を申し上げましたが、御承知のこと、本案の實施はきわめて急を要するものであります。がゆえに、何とぞ速やかに、しかも各派共同提案になるものであります。がゆえに、滿場一致をもつて御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○議長(山崎猛君) 起立議員。よつて本案は全會一致可決されました。(拍手)

○山口喜久一郎君 殘餘の日程を延期し、本日はこれにて散會せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めよつて動議のごとく決しました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十一分散會

○推熊三部君 本案第二、第三讀會の順序を省略して議決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 推熊君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めよつて本案は第二、第三讀會の順序を省略するに決しました。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

定價 一部 七十錢

發行所 東京都新宿區市ヶ谷本村町 印刷局 電話九段五三〇一圖書課 振替東京一九〇〇〇〇圖書課